

## <報道発表資料>

令和3年6月29日

### 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 のご案内について

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯のうち、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯に対し、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給します。

町村部にお住まいの方は、埼玉県町村部生活困窮者自立支援金受付センターへの申請、市部にお住まいの方は各市への申請となります。

このたび、当該支援金についてご案内のページを開設しました。支給要件等の詳細はご案内のページにてご確認ください。

#### 1 概要

##### (1) 支給対象世帯

- ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯又は8月までに借り終わる世帯等

##### (2) 主な支給要件

- ・申請者は、自立支援金の申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している者であること
- ・収入要件 収入が①+②の合計額を超えないこと
  - ①市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1/12
  - ②生活保護の住宅扶助基準額
- ・資産要件 資産が上記①の6倍以下（ただし100万円以下）
- ・ハローワークでの相談や応募・面接等を行うこと、又は生活保護の申請中であること

##### (3) 支給額

単身世帯：月額6万円 2人世帯：月額8万円 3人以上世帯：月額10万円

##### (4) 支給期間

原則3か月（支給決定後は、求職活動状況報告書等を提出していただき、支給要件の確認を毎月行います。）

##### (5) 申請期間

令和3年7月1日（木曜日）～令和3年8月31日（火曜日）まで（町村部にお住まいの方）  
※市部にお住まいの方の申請については各市で異なりますので必ずご確認ください。

## **2 ご案内のページURL**

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金のご案内」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0602/jiritsushien/shienkin.html>

## **3 町村部にお住まいの方の申請先（申請は郵送のみ）**

住所：〒343-0813 越谷市越ヶ谷 1-8-8 越谷瓦曾根郵便局留め

名称：埼玉県町村部生活困窮者自立支援金受付センター

電話：048-940-2310

## **4 市部にお住まいの方の申請先**

上記、ご案内のページURLに掲載されている「各市における申請窓口一覧」をご覧ください。